

現代



市民憲章の碑と市制施行90周年の祝賀パレード

現代

(三) 戸籍と住民登録……………七九

1 証明事務の改善……………七九

2 住民登録制度……………七三

八 労働……………七三

(一) 概観……………七三

(二) 終戦から昭和三十年までの労働運動……………七三

1 労働組合の組織化……………七三

2 二・一ゼネスト問題……………七二

3 佐賀地域の労働争議……………七五

(三) 昭和三十年以降の労働運動……………七二

1 佐教組の三・三・四割休暇闘争……………七二

2 安全保障条約改正反対闘争……………七六

年表……………七九

編集後記

佐賀市史の執筆・編集を終わっての座談会

概 説

昭和二十年の戦争終結とともに、明治期以来の中央集権体制は崩壊し、新しいアメリカ流の地方自治体制が踏み出されることになった。当初における急進的な改革は新憲法草案に従って自治体首長の公選制の実施をはじめ、地方自治団体の自主性ないし自律性の強化、自治行政の運営方法について住民参与の部面を増大し住民自治の真の姿の実現、地方の行政執行の能率化とその公正の確保などが眼目とされていた。

このようにしてできた昭和二十二年五月に施行された「地方自治法」も同年十二月、さらに昭和二十三年、昭和二十五年と続いて改正されたが、常に地方自治団体の自主制・自律性の強化徹底、住民の自治参与の範囲の拡大、地方自治運営の公正確保に主眼がおかれていた。

昭和二十二年三月三十一日佐賀市の町内会・部落会・隣組などの組織が廃止され、四月五日の市長公選、四月三十日の市議会議員選挙によって戦後の市政は開始された。制度的には市政の民主化が進められたものの食糧の確保をはじめとする衣・食・住の安定にまず目標がおかれた。また昭和二十二年から同二十三年にかけて教育制度の大改革が行われ、義務教育の六・三制実施に伴って全国的に町村財政は極度の窮乏に追い込まれていった。地方分権の強化、民主化路線に伴い、行政需要は増加し、急激なインフレ進行に見舞わ

れ、財源難を打開しようと昭和二十四年には佐賀市議会でも競輪場設置を考えたほどであった。昭和二十六年からは競馬法の改正によって市営競馬を開始したが競輪場設置は実現をみなかった。毎年のように小学校・中学校の学級増に対する施策に追われる実情であった。さらに社会教育・厚生福祉の面でも施設の充実がはかられ、人件費も増大していった。

このような段階となつて佐賀市議会のなかでも町村合併の気運がおこり、昭和二十五年度から、そのことを促進しようとする一方、財政再建計画に取り進むことになった。昭和二十七年七月に「財政再建計画書」を作りスタートした。次いで「町村合併促進法」に基づき、昭和二十九年三月三十一日以降、市町村合併が実現されていった。

戦後の復興期を終わり、新しく市政の合理化と充実をめざす段階を迎えたのであった。

また市町村合併によって佐賀市の歴史は大正十一年の神野村合併以来の転換期を迎え、大きく展開していったが、都市計画・用排水問題・学校の適正配置（通学区）などの問題が生じた。さらに合併に際して分町合併などの複雑な問題もあった。

町村合併が全国で進行し、従来潜在化していた赤字も表面にあらわれるようになったこともあって、政府は「地方財政再建特別措置法」を施行した。佐賀市においても昭和三十一年八月、「佐賀市財政再建計画」をたてて、その計画の執行にあたった。その後、昭和三十四年一月、町村合併促進法の発展的解消をねらった「新市町村建設促進法」（昭和三十一年六月三十日法律第一六四号）に基づいて昭和三十四年一月、「佐賀市建設計画」を定めた。これは合併前における各自自治体が主張していた計画を機械的にまとめた形であつた。

たものを、新自治体としてのまとまりのあるものにするため再検討を加えたものであった。再建団体の指定をうけると、計画から執行にいたるまで国の指揮・監督をうけなければならなかったが、市議会側としては、中央政府の指導力が佐賀市の自主的な発展を妨げることのないようにと配慮していた。

戦時中、荒れたままになっていた佐賀平野の河川水利体系の整備事業も、昭和二十三、四年ごろからの北山ダム建設着工によつてはじまり、三十二年には竣工、農業用水はもとより、飲料水・工業用水も大きな恩恵をうけることになった。しかし反面、農業とくに米の反収がのびず、その原因がパイプ式灌漑の盛行によるクリークの排水不良によるものと指摘されることもあった。このような状況も四十年代になると、米作については技術改良による「新佐賀段階」を達成するにいたつたが、多肥・多農薬にささえられているところに問題があつた。

昭和三十六年制定の「農業基本法」に基づき、佐賀市でも翌三十七年から農業構造改善事業を具体化していった。果樹栽培・農道整備・機械導入（トラクター）による共同化などに主力がおかれた。

昭和四十七年、「佐賀市農業振興地域整備計画」も策定され、都市計画との一体化をねらつたが、他方、米作転換・生産調整の五か年計画もスタートしていたので、急速な展開は無理であった。しかし久保泉町の「ライスセンター」・野菜近代化施設などが具体化された。

また農村生活も混住部落地帯では生産と生活、混住部落内での連帯など新しい問題が生まれてきた。

水産業の面ではとくにノリの生産が注目されるが、嘉瀬・西与賀町の漁協が昭和三十年代から着手し、農薬の被害などを克服しながら昭和五十年代にはいると飛躍的に伸展をみせている。しかしここにも環境汚染

防止の行政施策を必要とすることはいうまでもない。

昭和三十年代後半になると経済の高度成長は、開発の遅れた地方をも雑然とまきこみ、各自治体は増加する財政需要に対応する財源確保に苦しい状態であった。また自主的な立場からも、住宅・道路・河川・下水道など各種公共施設事業の増大、社会福祉施設や産業振興対策の推進、学校建設など住民の生活基盤を整備充実する急務が生じてきた。

昭和三十六年度に再建計画を終わり、自主運営の第一歩を踏み出すことになった。

高度経済成長路線に対応するため工場団地を高木瀬町に設けることとし、昭和三十八年には本格化していった。同三十九年には落成をみたが、他方神野土地区画整理事務局を発足させ、同三十九年には着工し、佐賀駅舎高架化改築事業も計画が進み、昭和四十六年に起工し同五十一年には完成した。また昭和三十八年には市庁舎別館を新築したが、十年後の四十八年から着手した新庁舎移転の計画が進み、同五十年に完成した。さらに昭和三十九年から着手した市民会館も同四十一年には完成、昭和三十五年にできた市民球場とも市民に親しまれる施設となった。

昭和四十年代には文教方面においても、昭和四十年に城北中学校、昭和四十七年に新栄小学校、同五十三年に若楠小学校が建設され、同四十八年ごろから計画のあった国立佐賀医科大学も同五十三年度から開学をみた。

昭和四十一年に中央大通りが完成して市街の面目を一新し、市内の交通量の激増に対応して同四十六年に南部バイパス（国道二〇八号線）、同四十九年には北部バイパス（国道三四号線）が完成して近代化が進められた。

昭和四十年代にはいると佐賀市のマスタープランが立てられ、同四十三年からは総合開発計画も立案をみて、同四十七年からはその第二期にはいったのである。同四十四年には市民憲章三条も作られ明るい豊かな町づくりが提唱されるとともに、出張所を連絡所とし市政を統合する一方、広域行政の課題も解決・進展させようとして同四十五年には協議会も発足させた。

以上のように市町村合併以後、大佐賀市を統合発展させるとともに、生活環境を合理化するための計画も進められ、都市環境は近代化していったが、将来に残る問題も多く山積している。

交通量の増大に、かつての城下町のままの町並みは早急には拡張改善もむずかしく、商店街は舗装・アーケードなど改良もみられるが、大型スーパーの進出はあっても駐車場がこれに伴わないうらみがある。また商業面でも在来の中小商店街と大型スーパーとが競合するだけでなく共存する方途も見出されなければならぬ。さらに交通が便利になると同時に、博多・久留米の商業圏に客足をうばわれることにもなりかねない。工場誘致もなればは成功しているが、工業用水の確保、輸送施設などの面で充分とはいえない。他方、中小企業の振興や農業の振興、水産業（ノリ）の基盤整備・振興などによらなければ、佐賀市における購買力も伸びることはない。

市の公営企業運営の不振も、昭和四十八年度からは、十か年計画による、「佐賀市自動車運送事業再建計画」を決定し克服しようとしている。物価の高騰により市営バス運賃値上げも市民生活への影響という点で苦しい立場にある。地価の高騰も住宅政策、なかならず公営住宅の建設に歯止めをかける状態である。

しかしながら佐賀市の財政を悪化させるものとされながらも昭和五十一年の国民体育大会「若楠国体」を実現させ、市庁舎新築移転・佐賀駅高架化などと相まって、ひとつの期を画した感がある。市負担額二〇パーセントで八年の歳月を費した県の総合運動場も、市民に大きな利益をもたらした。また十年来の懸案であった、し尿処理場・公共下水道・葬祭公園・焼却場など、市民の生活環境の浄化・都市条件、都市構造の整備の点で一応の結果をみるにいたった。残る問題は水利・排水の立場から市の低地に水害地区が存在する点である。

文化行政の面でも昭和五十一年度から「佐賀市文化財保護審議会」が発足し、学園都市構想もふくらみ、「美しい風土をいかしつつ、魅力あるまちづくりをすすめ」ようとする意欲がみられる。

広域市町村圏行政構想の一貫として「佐賀地区伝染病隔離病舎」が建設され、広域市町村圏計画の第一歩となった。

昭和四十四年成立の十年間の時限立法であった同和对策事業特別措置法に基づく同和对策室は昭和四十八年に設置され、昭和五十四年には昭和五十七年三月三十一日まで同法の三か年延長に伴い、同地区中小企業振興資金貸付事業を引き続き実施することとし、その条例の期限延長の改正を行った。同事業を推進し早急に法の精神を貫徹すべきであろう。

高度成長期から安定成長期へかけて五期二十年の市政を担当した宮田市政の功は大きかったといえる。将来は生活環境の浄化と新しい産業配置による都市づくりとの調和が大きな課題となるであろう。

一市 政

(一) 佐賀市の人口変動

1 総 括

佐賀市の人口変動の特徴をみるために、全国及び佐賀県の人口動態について検討してみよう。昭和二十年から五か年ごとの人口動態は表(1)のようである。全国趨勢では人口増加が続き、二十年には七千万人台であったのが四十五年には一億人台になって、二五か年間に二千五百万人増えている。かなり顕著な人口増加であった。これに対して、佐賀県人口は昭和三十五年以降は減少傾向が続いている。昭和二十年八二万九千五百五人であったが、三十年には九七万三千七百九十九人と約一五万人の増加だった。それが三十五年には九四万二千八百七十四人になり、三十年より三万人減少している。さらに四十年には八七万一千八百八十五人と八〇万人台となり、五十年には八三万七千七百七十四人になって、二十年の人口に近似している。佐賀県人口が四十年代に減少したことは、高度経済成長政策によって、人口の都市集中が推進されたことが大きく起因しているが、全国的規模に